## 本支援金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

|   | 人 版 並 り 入 门 戸 |                              |
|---|---------------|------------------------------|
|   |               | 市は、東京圏の大学生の本市への移住を伴う群馬県内への就  |
|   | 交付目的          | 職を支援するため、卒業時のUIJターン就職の促進を図ると |
|   |               | ともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的に地 |
|   |               | 方就職支援金を交付します。                |
| 内 |               | 交付対象となるのは、次の各号の要件を全て満たす者です。  |
| 容 | 交付対象者         | (1) 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該  |
|   |               | 当することとします。                   |
|   |               | ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学   |
|   |               | の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学    |
|   |               | (原則4年以上) し、当該大学を卒業する見込みである   |
|   |               | こと。                          |
|   |               | イ 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を   |
|   |               | 除く)に継続して在住していること。            |
|   |               | (2) 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該  |
|   |               | 当することとします。                   |
|   |               | ア 群馬県内に所在する企業に就職することが内定してい   |
|   |               | ること。                         |
|   |               | イ 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思   |
|   |               | を有していること。                    |
|   |               | (3) 地域の担い手としての役割に関する要件は、次に掲  |
|   |               | げるア及びイに該当することとします。           |
|   |               | ア 就業先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当   |
|   |               | することとします。                    |
|   |               | (ア) 勤務地が群馬県内に所在すること。         |
|   |               | (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する    |
|   |               | 法律に定める風俗営業者でないこと。            |
|   |               | (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関    |
|   |               | 係を有する法人等でないこと。               |
|   |               | (エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体    |
|   |               | から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。     |
|   |               | (オ) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役な    |
|   |               | どの経営を担う職務を務めている法人等への就職でな     |
|   |               | いこと。                         |
|   |               | イ 就業条件等に関する要件は、次に掲げる事項の全てに   |
|   |               | 該当することとします。                  |

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業 する見込みであること。 (イ) 当該地域(渋川市からの通勤が可能な地域)へ の勤務地限定型社員として採用予定であること。 (4) その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当する こととします。 ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下同じ。) でないこと。 イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をい う。以下同じ。) でないこと。 ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されてい る者でないこと。 エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けて いる者でないこと。 オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団 員を利用するなどしている者でないこと。 カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜 を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運 営に協力し、又は関与している者でないこと。 キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを 不当に利用している者でないこと。 ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。 ケ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人 の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者の いずれかの在留資格を有すること。 コ その他群馬県及び本市が地方就職支援金の対象として 不適当と認めた者でないこと。 交付対象となるのは、就職活動に関する規定「就職・採用活 動日程に関する考え方」に沿った卒業年度の採用面接にかかる 交付対象経費 交通費です。採用面接日が卒業年度の6月1日以降であり、内 定日が10月1日以降であるものに限ります。 交付金額は、一人1回を限度として次のとおりとします。 (1) 定額交付 交付金額 就職活動の実施場所が群馬県内の場合 6,000円 (2) 次に掲げる場合は、定額交付によらず算出した額を 交付します。 ア 就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近い場 合 6,000円を上限に自己負担額の2分の1以内(支

|   |          | 給金額に100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとします。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとします。) イ 就職先企業が交通費の一部を支給している場合 群馬県の旅費規程に基づく往復交通費(12,000円)から企業負担額を差し引いた額の2分の1以内(支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとします。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとします。) |
|---|----------|---|
|   | 予算額      | この交付金の事業全体の補助限度額は、渋川市地方移住・就活学生支援事業助成金と併せて96,000円です。<br>限度に達した時点で受付を終了します。   |
| 交 |          | 交付対象者は、渋川市地方就職支援金交付申請書(様式第1   |
| 付 | 交付申請の方法、 | 号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて当該年度の  |
| 手 | 時期等      | 2月末までに市民協働推進課に提出してください。。  |
| 続 |          | (1) 写真付き身分証明書   |
| 等 |          | (2) 在学証明書   |
|   |          | (3) 交通費の領収書   |
|   |          | (4) 内定先企業による証明書 (様式第2号)   |
|   |          | (5) 移住元の住所を確認できる書類  |
|   |          | (6) その他市長が必要と認める書類。   |
|   |          | 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真  |
|   |          | 正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合   |
|   |          | があります。  |
|   |          | 申請のあった日から14日以内に交付決定をします。  |
|   | 交付決定の時期等 | 交付金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市地方就職   |
|   |          | 学生支援事業に係る地方就職支援金の交付(不交付)決定通知  |
|   |          | 書(様式第4号)により通知します。   |
|   |          | 渋川市地方就職支援金交付請求書(様式第3号)に振込先の   |
|   | 請求の方法、支払 | 預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる  |
|   | 時期等      | 情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名  |
|   |          | 義人名)が確認できるものに限ります。)を添えて請求してく  |
|   |          | ださい。  |
|   |          | 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払い   |
|   |          | ます。<br>   |
|   |          | 次の場合は、交付金の交付決定の全額又は一部が取り消され、  |
|   |          | 交付金の全額又は半額の返還を請求することとします。ただし、   |
|   |          | 当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、  |
|   |          | 災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知  |

| 交付決定の取消し      | 事と協議の上、市長が認めた場合には、この限りではありませ          |
|---------------|---------------------------------------|
| 又は交付金の返還      | $\lambda_{\circ}$                     |
|               | (1) 全額の返還                             |
|               | ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと            |
|               | 等が明らかとなった場合                           |
|               | イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす            |
|               | 就業先への就業を行わなかった場合                      |
|               | ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に本市に転入し            |
|               | なかった場合(ただし、申請時に既に本市に住民票があ             |
|               | る場合を除きます)                             |
|               | エ 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合(た           |
|               | だし、退職日から3か月以内に群馬県内の別企業に就職             |
|               | する場合を除きます)                            |
|               | オ 本市への転入日から3年未満で本市から転出した場合            |
|               | (2) 半額の返還                             |
|               | 本市への転入日から3年以上5年以内に本市から転出した            |
|               | 場合                                    |
|               | 渋川市地方就職支援金交付申請書(様式第1号)                |
| 申請書等の様式       | 内定証明書(様式第2号)                          |
|               | 渋川市地方就職支援金交付請求書(様式第3号)                |
|               | 渋川市地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付(不          |
|               | 交付)決定通知書(様式第4号)                       |
|               | 渋川市地方就職支援金交付決定取消し通知書(様式第5号)           |
|               | 渋川市地方就職支援金返還命令書(様式第6号)                |
| 7 - 11.       | 交付対象者は、交付対象事業に関する帳簿及び書類を備え付           |
| その他           | け、当該交付対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存          |
|               | しなければなりません。                           |
| F-17 10 1/ == | 渋川市役所市民協働推進課(本庁舎)                     |
| 取扱担当課         | 電話 0279-22-2401 (直通)                  |
|               | 0279-22-2111 (内線2182)                 |
|               | メールアドレス iju @ city.shibukawa.gunma.jp |